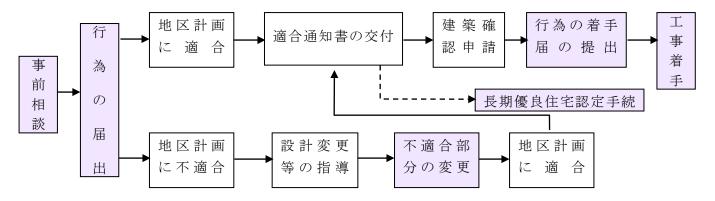
# 多摩市地区計画の区域内における行為の届出に関する手引き

### ◆多摩市地区計画届出の必要書類(様式及び図面等)

- 1 第1号様式「地区計画の区域内における行為の届出書」
- 2 第4号様式「同意書」
- 3 案内図
- 4 敷地面積算定表
- 5 建築面積計算書・延べ床面積計算書
- 6 建物配置図
  - ・隣地境界及び道路境界から、外壁面等までの有効寸法の内、最も小さい数値を壁 面毎に「有効寸法〇〇〇〇」と記載
  - ・道路に面する、かき若しくはさくは、既存使用の場合は、第1号様式「かき又は さくの構造」の欄と、建物配置図に既存使用と記載し構造図は不要
- 7 各階平面図
- 8 立面図(最高高さ、軒高及び、屋根・外壁の色を文字で記載)
- 9 その他、地区計画の制限に係る図面(かき若しくはさくの構造、屋外広告物等)
- ※ 届出書及び図面は、正・副各1部を提出するものとする。

## ◆注意事項

- ① 建築確認申請を必要とする行為は、地区計画の届出を行い、<u>第3号様式</u>「地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知」を受領後に、建築確認申請を提出のこと。
- ② 建築確認申請を必要としない行為は、工事着手の30日前までに、地区計画の届出を行い、第3号様式「地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知」を受領後に工事着手のこと。
- ③ 地区計画適合内容に変更が生じた場合は、速やかに第2号様式「地区計画の区域内における行為の変更届出書」(変更の前後が確認できる図書を添付)を提出のこと。
- ④ 行為の着手当日までに、<u>第5号様式</u>「地区整備計画の区域内における行為の着手届」 を提出のこと。(郵送可)
- ⑤ 地区計画施行時に、敷地が建築物の敷地面積の最低限度を下回っている場合は、既 得権が認められます。地区計画届出時に既得権を証明する資料(登記簿謄本等)を 添付のこと。



### ◆ 地区計画の問合せ

多摩市役所都市計画課指導係

Te1042-338-6866 (直通)

Fax042 - 339-7754

〒206 - 8666 多摩市関戸 6-12-1

#### ◆ 建築確認申請・建築基準法の問合せ

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課 Tm 042-548-2058 (直通)

〒190-0022 東京都立川市錦町 4-6-3

# 「地区計画の区域内」の地下・構造物等に関する取扱いについて

#### ◆ 地階に関する取扱い

高低差のある敷地に、家屋等の基礎部分と構造を共にする地下駐車場及び地下室を設置する計画の場合、壁面とみなし各地区計画区域の「壁面の位置の制限」の適用を受けることがありますので、該当する計画をされる場合は事前に相談してください。

#### ◆ 擁壁の造り替えに関する取扱い

既存擁壁を撤去し、新規に擁壁(直擁壁等)を造り替える計画の場合については、 敷地境界線より後退して、植栽スペース等を配置した計画にご協力ください。

これは新規擁壁(直擁壁等)に造り替えを行いますとどうしても以前に比較し圧迫感を生じ、地区ごとに整備された連続性が損なわれてしまいます。

良好な住環境を保全し、快適で潤いのある街並みを維持・増進することが地区の趣旨でありますので、地区計画区域内に建築を計画される方のご理解・ご協力をお願いします。